

○放射性医薬品基準の一部改正について

(平成八年一月三一日)

(薬発第六八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

左記のとおり、放射性医薬品基準(昭和六〇年八月厚生省告示第一三二号)の一部が改正されたので、貴管下関係各位に対して周知徹底を図るとともに、窓口における備付けその他の適当な方法により閲覧に供するよう、御配慮願いたい。

記

別紙のとおり、次の基準を新たに定めたこと。

抗ヒトミオシンマウスモノクローナル抗体(Fab) ジエチレントリアミン  
五酢酸インジウム(111In)注射液

別紙〔略〕